

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成30年8月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰
みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン利府（北エリア）
宮城郡利府町利府字堀切前35-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰
東京都港区芝浦一丁目2番3号
みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

4 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 東京都港区芝浦一丁目2番3号
みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2	みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2	みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
株式会社タナカふとんサービス 代表取締役社長 田中 公雄 愛知県一宮市天王一丁目4番1号	株式会社タナカふとんサービス 代表取締役 田中 公雄 愛知県一宮市天王二丁目2番2号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社フラワーワークス鳴子 代表取締役 木村 幹彦 仙台市若林区卸町三丁目4-5	株式会社フラワーワークス鳴子 代表取締役 木村 幹彦 仙台市若林区卸町三丁目4-5
株式会社パンセ 代表取締役 菊地 肇 仙台市宮城野区福室字明神西12番地	株式会社パンセ 代表取締役 菊地 肇 仙台市宮城野区中野一丁目4番地の10

5 変更の年月日

- (1) 平成30年4月1日
- (2) 平成26年4月23日 (株式会社タナカふとんサービス)
平成30年3月1日 (株式会社大創産業)
平成26年11月1日 (株式会社パンセ)

6 届出年月日

平成30年7月13日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター, 利府町役場

8 縦覧期間

平成30年8月1日から平成30年12月3日まで (ただし, 閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号) 及び意見書様式を参考のこと。